

富産政発第 1020 号  
令和 2 年 5 月 22 日

富士市議会議員 一条 義浩 様

富士市長 小長井 義正  
(産業経済部産業政策課)



### 文書質問について (回答)

令和 2 年 5 月 11 日付け富議発第 9 号による文書質問について、下記のとおり回答します。

#### 記

(1) 「専門家登録の取り消しを受けた専門家の属性 (職業・居住地等) と、富士市産業支援センターならびに株式会社イドムとの関係」について

- ・「専門家登録の取り消しを受けた専門家の属性 (職業・居住地等)」については、国 (中小企業庁) において公表されていないため、詳細について回答できませんが、株式会社イドム (以下「イドム社」という。) へのヒアリングにより、国が公表した 5 名の専門家の中に、富士市産業支援センター (以下「f-Biz」という。) のアドバイザーが含まれております。
- ・当該専門家とイドム社との関係については、イドム社が運営受託している富士市産業支援センター運営事業等において、相談者への支援を行うアドバイザーとしてイドム社が契約しております。
- ・イドム社は、f-Biz への相談業務においてより専門的なサポートを必要とする場合に、国の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 (専門家派遣事業)」 (以下「国事業」という。) を活用しており、その際、市事業とは重複しない形で、専門家として派遣しておりました。

(2) 「中小企業庁が株式会社イドムに対して派遣申請停止措置を行った日時とその通告内容」について

- ・国 (中小企業庁) に確認したところ公表していない情報との回答であったことから、市では把握しておりません。



(3)「株式会社イドムは、これまで国・県・市の専門家派遣事業をそれぞれ何件申請し、それぞれの金額はどれほどであったか」について

・国の専門家派遣事業

本年5月20日の市議会会派代表者会議においては、非公開の会議のため派遣回数及び返還した金額についてお示ししましたが、これらは国が公表していないため、市から回答することが出来ません。

・県の専門家派遣事業

県事業は、支援機関を介さず、事業者と専門家が直接手続きを行うスキームであり、イドム社が申請することはないものと認識しております。

・市の専門家派遣事業

イドム社から直接申請されたものはありませんが、f-Bizが専門家紹介機関となり、平成26年度から本年度まで（本市で保管されているデータによる。）で、1件の派遣実績があります。

金額につきましては、市から専門家に支払った金額の実績は、79,290円となります。

2 「株式会社イドムが中小企業庁から指摘を受けたことを、市長ならびに担当部長は、いつの時点において把握していたか」について

・市長が本案件を把握した日は、令和元年11月29日です。

・担当部長が本案件を把握した日は、令和元年9月10日です。

3 「富士市産業支援センターの受託事業者が、中小企業庁から専門家派遣事業の派遣申請の停止という措置を受けたことについて、市としてどう捉えているか。また、今後どのように対応するか。」について

・イドム社が国事業において、専門家派遣事業の派遣申請の停止という措置を受けたことについては、支援の実態はあるものの結果として、派遣した専門家が事業者への支援を訪問せずに行ったことに対する管理責任がイドム社にあり、派遣申請停止の措置を受けたものと認識しており、イドム社及び関係する専門家がこれまでの数多くの中企業支援の実績を残してきただけに、誠に遺憾であります。

・イドム社に対する調査及び対応の協議の結果、本年6月30日をもって本年度の委託契約を解除する合意書を、本年5月20日付けで同社と取り交わしました。